

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

昨日に引き続き、提案説明がありました、平成31年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受けることと致します。

(議長)

日程第1、議案第6号から議案第29号、平成31年度江差町各会計予算並びに関連議案中、建設水道課所管の予算及び関連議案について、一括補足説明を求めます。

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます。」の声)

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方からですね、建設水道課所管に係ります案件につきまして、一般会計の他、議案第10号の公共下水道特別会計、議案第14号の水道事業会計及び、議案第21号の条例改正までとなりますので、宜しくお願い申し上げます。

それでは、一般会計の歳出から説明申し上げます。こちらにつきましては、新規事業主要事業に絞ってご説明申し上げます。予算書は、100頁から111頁でございます。8款土木費の1項土木管理費、2項道路橋梁費、3項河川費、5項都市計画費及び6項の住宅費の一部が歳出予算の科目となります。予算資料については、16頁から17頁でございます。まずは、資料番号240番、土木総務費の道路改良工事等の積算業務でございます。こちらにつきましては、社会資本整備交付金事業等、主要な工事のですね、積算業務にかかります委託経費でございます。次に資料番号242番、道路新設改良費の町道南が丘団地22号通り、及び砂川4号通り道路改良工事でございます。定例会資料は、21頁の資料No.12でございます。南が丘団地22号通りにつきましては、平成30年度におきまして、土地買収と道路整備に支障となります、南浜第1団地の町営住宅2棟の解体工事を完了してございます。本年度につきましては、道路改良工事に着手致しまして、単年度での完成を目指すものでございます。また、砂川4号通りにつきましては、平成30年度で一部工事を着手してございまして、本年度につきましても引き続き工事を実施するものでございます。いずれの工事につきましても、社会資本整備総合交付金事業を活用して、実施しているものでございます。

次に、資料番号243番、町道南が丘小学校線道路改良工事でございます。定例会資料は、22頁の資料No.13でございます。平成30年度から、公共下水道の環境整備と併せまして、実施しております道路改良工事でございます。本年度につきましても、引き続き実施するものでございます。工事延長につきましては、373.3メートルを予定している所ござい

います。

次に、資料番号244番、道路維持費の橋梁長寿命化修繕対策でございます。定例会資料23頁の資料No.14でございます。本年度につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、3か所の橋梁を予定している所でございます。まず、第3椴川橋でございますが、平成30年度におきまして、橋梁の現地調査を実施しました所、橋梁の上部工、下部工伴に腐食劣化が著しく、比較設計及び関係機関との協議を重ねた結果、掛け替えが必要となったものでございまして、今年度につきましては、橋梁掛け替えに係ります、実施設計等を行うものでございます。次に、問屋橋2号でございます。こちらにつきましては、平成30年度に上部工の一部を修繕工事を実施している所でございますが、本年度につきましても、引き続き上部工と下部工の橋梁修繕工事を実施するものでございます。3橋目の南が丘歩道橋につきましては、先程、説明致しました、南が丘団地22号通りの完成橋梁開始後に、解体撤去を実施するものでございます。

次に、資料番号249番、車両管理の除雪ドーザー整備でございます。定例会資料は、24頁の資料No.15でございます。平成9年度に購入しました除雪ドーザーでございますが、22年を経過し、修繕費の増加や稼働にも一部支障を及ぼす事象も発生しております事から、更新を行うものでございます。更新に当たりましては、社会資本整備総合交付金を活用致しまして、実施するものでございます。

次に、資料番号251番、河川総務費の普通河川陣屋川護岸改修でございます。定例会資料は、25頁の資料No.16でございます。町営住宅の円山第2団地に隣接致します陣屋川でございますが、既設護岸の劣化による、損壊等が著しい事から、改修工事を実施するものでございます。

次に、資料番号258番、都市計画総務費の都市計画マスタープラン立地適性化計画策定でございます。こちらにつきましては、平成29年度から3か年計画で進めている事業でございます。本年度の計画策定完了に向けて、取り組む内容でございます。

次に、資料No.259番、都市計画総務費の建設工事等管理支援でございます。江差北中体育館屋根等改修や、新陣屋団地3号棟などの主要工事の工事管理支援に係ります、委託経費でございます。

次に、資料番号263番、都市整備事業の花のまちづくり推進でございます。住民参加により、花によるまちづくりの推進事業と致しまして、講習会やワークショップなどの、開催を、開催に係る経費でございます。歳入、次に歳入でございますけれども、予算書は26頁からとなりますが、昨年度と大きな変更点ございませんので、詳細については割愛させていただきます。

以上が、建設水道課所管の一般会計予算でございます。

次に、議案第10号の公共下水道特別会計の予算についてご説明を申し上げます。こちらにつきましては予算書の方になります。まずは、歳出予算でございますが、予算書は238頁から241頁でございます。科目につきましては、2項施設管理費の1目環境管理費、15節工事請負費の五勝手中継ポンプ場扉改修でございます。五勝手中継ポンプ場の出入り口の扉が劣化による、劣化に伴う破損によりまして、施錠が出来ない状況となっている事から、

改修を行うものでございます。

次に、同じく2項施設管理費の2目下水道管理センター費、13節委託費の委託料の中のストックマネジメント計画、下水道管理センター他、機器改築修繕実施設計委託でございます。ストックマネジメント計画に基づきます機器類の改築修繕でございます。下水道管理センターの中央監視装置などの改築修繕に係ります、実施設計を行うものでございます。

次に、3項事業費の1目公共下水道施設費、15節工事請負費の中の江差1号枝線污水管渠新設工事でございます。定例会資料は22頁の資料No.13でございます。こちらにつきましては、先程、一般会計でもご説明申し上げました通り、南が丘小学校の道路改良工事に合して実施しております、環境整備でございます。本年度につきましては、管渠延長348メートルを整備するものでございます。

次に、歳入でございますけれども、公共下水道事業の歳入につきましても、例年と大きく変わった点はございませんので、詳細につきましては割愛させていただきます。以上が公共下水道特別会計の予算でございます。

続きまして、議案第14号の水道事業会計予算についてご説明申し上げます。こちらにつきましても、新規主要事業につきまして、ご説明申し上げます。水道事業の新規事業と致しましては、低区排水管、国道の津花地区の老朽管の敷設替え工事を実施することとしておりまして、延長が120メートル、事業費と致しましては、965万2千円を計上している所でございます。次に、五厘沢浄水場の休止に向けた計装設備等の移設設計費と致しまして、385万円を計上している所でございます。また、平成29年度から4か年計画で実施しております、田沢の排水地から江差北小中学校迄の排水管の耐震化工事でございますけれども、平成30年度に引き続き、国道229号線の柳崎橋から、同じく国道229号線の鯉川、鯉川橋の迄の約750メートルの排水管の耐震化をするものでございます。事業費につきましては、既設管の撤去費も含めまして、3,746万円を計上している所でございます。建設水道課所管の予算につきましては、以上でございます。

最後に、議案第21号の江差町の水道の布設替え工事監督者の配置基準、及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案の115頁、定例会資料は66頁から68頁となります。こちらにつきましては、平成29年度の学校教育法の一部が改正された事によりまして、専門職大学制度が創設され、平成31年4月から施行される事に伴って、当該条例の、条例につきましても改正が必要になりました事から、一部を改正するものでございます。変更内容につきましては、定例会資料の66頁から68頁の新旧対照表の通りでございますので、宜しくお願い申し上げます。

以上が、建設水道課所管の案件に係ります、説明になりますので宜しくお願いします。

(議長)

説明が終わりました。質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

二つお聞きします。一つがきれいな町づくり推進、それと花の町づくり推進の関連も含めてちょっとお聞きしたいと思います。二つ目が、工事発注の関係ですが、分離発注、分割発注の関係について、1、2お聞きしたいと思います。

それでまず最初に、いわば花の問題でしょうか。一般質問でも西海谷議員からもありました。その関連にもなるかなと思います。先ほど予算の、新年度予算ということで、この件でいえば二つ、先程も言いましたが、これまでの継続事業、きれいな町づくり推進と、花壇作りの関係ですね。それから、新年度の事業として花の町づくり推進と。二つの事業があります。トータルとして、分かり易く言うと、町長もこの間言っておりましたその花いっぱい運動と言いますか、花を活かした町づくり。それで観光にも、観光客にも呼び寄せると、そういう大きなデザインがあろうかと思います。それで、西海谷議員の一般質問にもありましたけれども、この問題は、この関連は、美しい村連合、日本遺産、北の江の島構想、これも連動するというので、一般質問の質疑でもありました。私も同様な観点から三つこの点でお聞きします。

まず一つは、先程も言いましたが、従来からの、いわば各町内会に今助成して花壇などの整備という部分の綺麗な町づくり推進というのがあります。それからもう一つ、これが質疑でもありました花の町づくり推進、新しい事業であります。それぞれ答弁にもありましたけれども、それぞれのこの間の経過、それから新規事業としてありますが、それぞれの独自性、そして関連性もあるのかなと思います。その点についてちょっとお聞きしたい。これからの町づくりの展開という点では、昨日も商工観光でもやり取りさせてもらったんですが、本当に戦略的な取り組み、事業展開が必要なのではないのかなと、そういう点で二つの事業の独自性、関連性についてお聞きしたい。これが一つ。

それから二つ目。先ほどもちょっと言いましたが、いわば美しい村連合、直接事務局は商工観光なのかもしれませんが、今のこの花の問題。美しい江差をつくるという点で、本当に花というのは、私は、万国共通というか、誰もがそれは共通認識だろうと思うんです。そういう意味で先ほど戦略的な側面って言ったんですが、観光という側面、我々も江差から出て函館から出入りすることも含めれば、江差に、江差から出る、江差に入る、ま、直接は江差に入るイメージの方が強いかもしれませんが、昨日の繰り返しになりますけれども、例えば、厚沢部から江差に入る柳崎から、下町の方に抜ける、あの国道沿い、これはこれでやっぱりきちっと、ああ江差は綺麗だなと、それは花には限らないのかもしれませんが、今の事業でいうと、本当に花いっぱいという点で、そういう意味での戦略的な側面と、今の点でいうとどうしても国道、まあ民地もあるのかもしれませんが、国道との関連、国道の特に歩道、やはり開発建設部との連携という中での花壇作り、これはこれでしっかりとした位置付けに、私はなると思うんです。その点についてどう考えているのか、二つ目としてお聞きしたい。

それで最後です。この点で。それにしても、全てが町で、財政、お金を出してということには当然ならないというのも、私も承知してるつもりです。従来の町内会と協力してという側面も当然あると思います。改めて、行政、町民が一体となった取り組みという点で、新た

な町づくり等々のことを考えた場合は、この間なかなか私はどうもね、単発というか、しっかりとした太い線が、幹がなかったような気もするんです。で、改めてこの二つ、今揃いますので、制度設計、しっかりとしたもの作る。で、その点でいえば、単に予算補助、予算事業という位置付けではなくって、しっかりとしたものという事で、分かり易いのは、やはり条例ですよ。よく余所の町である花いっぱい何々条例とかですね、まあ美しい町となるとそれ以外のこともありますけれども、そういうようなしっかりとした町の、行政の位置付けを目に見えるものにしながら、そういう補助事業を担保していくと、そういう制度設計、形づくりが必要ではないのかなという気がします。この点で三つお聞きしました。

それから大きい二つ目です。公共工事、最近私質問で取り上げてなかったので、少し総括的なことをお聞きしたいと思います。分離発注、分割発注についての、江差町の考え方をお聞きしたいと思います。分かり易く言うと分離発注、いろいろ専門的な業種とかですね、専門的な工種に分けて発注するやり方、分離発注。それから同一業種、同一工種分けて二つ三つ分けて発注する。分割発注。いろいろ自治体では、要綱等を作って本当に苦労しながら、やってるといふ実態があります。で、そういう前提で三つお聞きします。

まず今お話した、こういうやり方について、江差町、改めて基本的なことをお聞きしたいと思うんですが、江差町としての分離、分割発注。なかなか分割というのは、そんなに大きなものというのは難しいかもしれません。分離発注だと、それぞれ検討の余地がある部分は過去あったと思うんです。基本的な考え方、で、それを担保する何か要綱等のものがあるのかないのか。まず基本的なことを一問目としてお聞きしたい。

で、それを前提になんですが、二つ目に、昨年、私ばあっと調べて間違いがあれば、ちょっと指摘してほしいんですが。こういう分離発注に何か論議するとすれば、やっぱり分かり易いのでいうと、屋根と外壁等を一緒に工事として出るといふ部分。で、去年南ヶ丘第三団地を3本の工事契約あったんじゃないかなと、ちょっと違ってれば言って頂きたいんですが。で、その事業は、工事は、先程言いました外壁と屋根と一対となった工事ですので、そうすると、これはさっと見たら一括というか、1本で発注でした。それはそれでいいんですけども。先程言った、それを進めるうえにおいて、分離発注という検討も内部としてあったのかなかったのか、そこらへんもちょっと教えてもらいたいなど。

で、最後ですが、新年度もなかなか工事発注というのは、本当に額が少ない中で、当然、分離発注ということも検討する余地があるのではないのかなという事業が、新規で出ております。担当発注課として、基本的にこの新年度、分離発注の件について、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

「建設水道課長」。

「建設水道課長」

小野寺議員の方から、大きく2項目6点に渡っての質問でございます。順次一つずつお答

え申し上げたいと思います。

まず、花による町づくりの推進でございますけれども、一番目にまず、これまでの既存事業と今回の事業の、ま、独自性、関連性というご質問でございました。基本的にはですね、この二つの事業の目指す方向とすれば同じ方向を向いてると私は認識してございます。これまでの町内会に行って参りました植花補助事業でございますけれども、これは町内会活動の中で、各町内会が独自に取り組んでいる部分に対しての助成制度でございます。それから、今回やる、この花による町づくりの推進でございますけれども、町の景観、あるいは観光振興等の観点を踏まえてですね、町民が主体となって取り組みを行う仕組み作りをするのが、この事業だろうというふうに考えてございます。最終的にはこれは一本化できればいいだろうなというふうに、現段階では考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、厚沢部から江差に入ってくる国道沿いの、特に歩道含めたその関連機関との連携という話でございますけれども、私も具体的に調べているわけではございませんけれども、全国の事例なんかを見ますと、ボランティアサポートプログラムによります一環でですね、沿線の町内会、あるいは企業等との連携によって花壇整備をしているという事例があるという風に認識してございます。町内においてもですね、道道の江差停車場線の北前坂ですか、あそこにも歴まち商店街だとか商工会がボランティアで花壇整備を行ってる現状がございまして。現段階では国道のですね、花壇整備の要請ということは、まだまだ考えておりませんが、今後町内での、この気運の高まりであるとかですね、この事業の広まり方によっては、関係機関等にも要請して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それから三番目が、制度設計、それから条例が必要なんではないかという質問でございますけれども、確かに議員ご指摘のですね、制度設計というものは必要だというふうに考えてございます。先ほどの答弁もありましたようにですね、新年度において、住民が主体的に取り組んで頂ける仕組み作りが非常に大事だろうなというふうに、私自身も考えているところでございます。現段階ではですね、まずは条例制定、条例の整備までは考えてませんが、今後のこの事業の広がりだとか、によってはですね、そういうものもきちんと整備をしなければならない可能性はあるんじゃないかなというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、大きな二番目の、公共工事の分離発注、分割発注の基本的な考え方でございます。町の方でもですね、まず分離発注、分割発注、同一工事で同一等級、ランク付けが同じ工事で、複数の工事が同じ日に入札がある場合、いわゆる先ほどいいました南ヶ丘第三団地、去年あたりもあった工事ですけども、これにつきましても、1 抜け方式という入札方式を採用してございまして、同じランクで入札を同日の日に行う場合はですね、例えば3本か4本ある工事については、1 本目落札した業者については、2 本目以降失格となるという、いわゆる受注機会の拡大ということで、その要綱は、要領はですね、整備してございます。

あと分離発注ですけども、先程いった屋根、外壁、他に関連する工事と分けて出すという工事の内容ですけども、特に建築工事のですね、新築工事、例えば新陣屋団地なんかについては、建築主体、それから電気主体、それから機械設備ということで三つに分けてですね、

発注している例があります。基本的には専門的な技術の提供を受けるとか、それから先ほど言いました分離発注、分割発注することによって、受注機会の拡大を図るという観点ですね、基本的には、分けれるものについては分けたいなというふうには考えてはございますけれども、その工事内容によってはですね、例えば建築のウエイトがもう8割、9割を占めてるようなものであれば、それに一括して出すこともございますし、分けることによって経費が、工事の経費が増すような場合もありますので、そういう部分については、一括で発注しているケースもございます。でありますので、その工事の内容を見ながらですね、今後についても、今の説明のと通りの発注をしていきたいというふうに考えてございます。

それから南ヶ丘第三団地の工事ですけども、これは所管的には財政の方になりますけども、これも1抜け方式では発注してございます。この工事につきましてはですね、たしか一括で、分離はしないで出してると思えますけども、内容についても分けることによって、先程言ったとおりですね、工種のウエイトでありますとか、それから行程的な問題ですりあわせが大変だということで一括で発注しているものでございます。

それから最後に、今後の考え方ということですけども、総じて申し上げますと、先程言うようにですね、その工事工事に、ケースを見ながらですね、分離できるものは分離して、発注していきたいなということで考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

1問目の、一つ目の花いっぱいの関係ですね。課長分かりました。今後の方向性分かりました。ただ、今後の方向性について、考え方について一つだけちょっとお聞きしたいなというふうに思ったんですが、江差で、こういうなんというんでしょうか、環境というか、特に樹木、草花の関係で、制度設計でいうと、前にも一度取り上げたことがあるんですが、いわば、木ですね、あと緑化というか、江差町緑の環境づくりに関する条例、これ所管建設課、どこですか。まあいいや、いいです。いいです。いずれにしても、草花、樹木、緑化、ある意味、人が見る目については、美しいなという側面は、制度設計も含めて一体となるものだと思うんですよ。ですから、今後の課題として、花の側面がこれから地域の皆さんと協働したりとか、場合によっては国道が大きな主になるものになるとすれば、国道との、開発建設部との関連もこれからきっと出てくる、間違いなく出てくるんじゃないかなと思いますが、それにしても、見た目、きれいだなという点では、この既に作られている条例、樹林等の保護、緑化の推進、そして草花ということは一体となって今後検討することになるんじゃないのかなという気がします。その点もし、課長コメントがあればもらえればなと思います。

で、二つ目の公共工事の関係なんですけど、ちょっと二つお聞きします。私先ほど質問の1問目に、確かに1抜け、私よく分からなかったんですが、入札等、入札者及び入札結果一覧表ということで、引っ張ったら1抜け方式により失格ということで、今聞いたらそういうこ

となのかなと思ったんですが。私聞いたのは、要は分離にせよ、分割にせよ、基本的な考え方をしっかりとした、お話しはいいです、お話しは。先ほどの課長のですね、こういうふうにしたと。要綱等客観的に誰が見ても、ああそうやってやってるんだな、そうやってやらなかったんだなって分かるものがあるのでしょうかということ。1問目に聞いたつもりなんです。もし答えてるとすれば、ごめんなさい。私聞き漏らしかもしれないんですが。そこもう一回、改めてちょっとお聞きしたい。その上で先ほど、例えば南ヶ丘団地については、1抜け方式はあったけれども、いわゆる分離はなかったんだと、そういう結論に導かれたんだなというように、私としてはきちっと頭の中整理したいなと、ま、そういう意味です。で、それがまず1点目ですね。

あと、二つ目、最後ですが。確かに分離発注というのは本当にメリットデメリット、いろいろいろいろ調べれば出てきますね。私もだから良く分からない。ましてや、これ、建設業を見たって、それからいろいろ指針ありますね。そこに明確にどうするってないんですよ。ですから本当に、地方自治体がこのことについて、頭を使って分離発注するにせよしないにせよ、考えなきゃならないというのは分かります。で、言われてるのは、一番言われてるのはやっぱり経費の側面が大きい。私も分かります。しかし、今特に中小の建設関係、塗装にせよ、板金にせよ、そういうなかなか仕事がないなというその中小のどこになんとか、中小企業の支援という側面も含めれば、経費の側面だけではないよと、お金だけでいっちゃったら正直、なかなかいかない。いやあそれは一括の方がいいに決まっていますよね。ですから、経費だけの側面ではないということもしっかりと、つまり地域経済というか、地域のそれぞれの各個別の会社の方々の状況をしっかりと見た、そういう意味での、江差町としてのしっかりとした分離発注、ま、もしくは分割発注のあり方ということを作っておかなかつたら、その時々によってですよ、課長さんの考え方なのかどうか分かりませんが、これは分離しました分離しませんでした。そうはならんと思うんです。そういう面で、特にその経費の側面ということについては、あるにせよ、そこは大きな側面ではないんじゃないのかなという気もするんです。先ほど課長はそれを強調した訳ではないとは、重々思っていますけども、改めて、分離発注する場合のですね、ちょっと基本的な考え方、多少ダブっちゃうかもしれないけども、ちょっと求めたいなと思います。以上です。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

はい。小野寺議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは花による町づくりの推進の関係で、ま、町内の樹木だとか、先程言われてました、その、おそらく林務サイドの条例ではないかなと思いますけども、そちらとの連動という話でございまして。昨日の追分観光課長の答弁にもありましたけども、美しい村連合の加入、それから日本遺産の関係もございまして、当然横断的にですね、各課連携しながら、今後取り組んで参りたいというふうに考えてますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し

上げたいと思います。

それから、公共工事の関係ですけれども、基本的な考え方ということですが、まず決して経費の問題でやってるわけではなくてですね、当然総合的に判断した中で、先程私の方からも説明しましたが、受注機会の拡大ということで、町内、業者数ありますので、皆さんが多く、数を多くとれるように、ようと云ったらあれですが、そういう機会を与えることが大事だろうなというふうに考えてございます。

それから二つ目にありました、担当課長がというか、独自に決めてるとかということではなくてですね、当然庁内には指名委員会等もございますので、その中で入札の方法でありますとか、今回の指名業者の選定の理由含めてですね、そういう場で議論したうえで最終決定がなされてるという現状ですんで、今後もその工事の内容、それから地域の情勢を踏まえてですね、総合的にやっぱり判断をして、業者選定、分離発注を考えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

今のその最後の点について、ちょっと3問目ですので。私も無理にここで、結論的なことを求めるつもりはありません。が、が、私もちょっと大急ぎで昨日いろいろ調べてみました。それこそネットしかないんですが。確かに分離発注しているところが押し並べて、しっかりとしたそういう要項等を作ってるかということ、必ずしもそうでもないということも私も分かってるつもりですが、でもやはり、きちっと、その分離発注する場合、分割も含めて、基本的な考え方、条文はそんなになくてもですね、要綱等を作って、で、そのうえでそれを基にして、もちろん時々、経済状況もあれば、その工事の内容によっても違うかもしれません。ですから、その要綱を作ったから要綱通り全部仕分けするなんて、それは無理にしても。でも、やはり、一定の、それこそ町民といいますか、関係者といいますか、にも、分かる。そして判断材料として、指名委員会等でも分かるベースになるものはやっぱりね、必要じゃないのかなと私思うんですよ。その点、これちょっと今なかなか課長答弁っていうのは難しいのかもしれませんが。それこそ、条例から云ったら財政で、財政課長になるか、よく分かりませんが、その必要性についてどうです。今後の考え方についてもちょっと、建設課長になるのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」

はい。小野寺議員の3問目にお答えしたいと思います。私も実は他の、大きな町ですね、その分離発注だとかの要綱を、持ってる市町村も実は、検索して見ておりました。先進事例

の中でそういうものもございますので、うちの町に合うか合わないかも含めてですね、庁内議論をしていきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(議長)

次に「室井議員」。

「室井議員」

はい。

課長ですね、簡潔に、あの、雪降ったしね、色んな、維持管理もあると思うから、簡潔に質問したいと思います。

まず1つはですね、長寿命化、ね、去年あたりから色んな長寿命化という言葉がですね、予算に盛られて対応している。これ、本当に大事な事です。だと思っんですよ、ね、課長。いいですか。やっぱりね、新しく大きく物を作るという事は大変です、だからなるべく、寿命を長して、長くして行くっていう、その方法を是非ね、頑張って頂きたいと思っいます。

それで、ちょっとこれも、ちょっと、議運の委員長にちょっと相談したいんですけども、いつも、建設課、実務部隊は建設水道課だと思っんですが、解体工事に関連してですね、ちょっと、財政課長、建設課長おりますので、ちょっと、質問したいと思っいますけど。内容によっては、止めても結構ですけども、許可願ったいと思っいます。

まず1つですね、私の一般質問の中でですね、鷗島上のあの花月の建物、大変、危険だと、私、本当に見て、もう、これは早く手を打たないと事故が起きるなどそういう観点が1つと。昨日もお話ししましたが、町長の新年会でのですね、花月を何とか跡地利用を考えてやって行きたいという、そういう挨拶の中でですね、私も、北の江の島構想をですね、少しでも、実現させたいという思いでですね、一般質問でしたんですけど、財政課長さんの答弁でですね、1つは、解体した場合ですね、同じ規模の建物を建てられなきゃ駄目だと、それと解体した後でですね、継続すぐ、施設建設をして行かなければ駄目だっっていう様な、答弁がありました。しかも、振興局と何回かですね、お話ししましたという答弁があっったんですけど、んっとなんっですね、もし出来ればですね、いつ、ですね、担当者、誰と何回ぐらいですね、そういう、花月の問題に、要するに、道立自然公園ですから、振興局と協議するのは当然の事ですけども、そういう協議されてから、なんか、記憶に残ってるのあったらですね、ちょっと先に答弁してもらったいと思っいます。

(議長)

誰、副町長。誰。財政課長。

「町長」

答弁調整のために暫時休憩をお願いします。

(議長)

暫時、休憩。答弁調整のために。

※暫時休憩

(議長)

休憩を閉じて再開致します。室井議員の発言から許可致します。

「室井議員」。

「室井議員」

宜しいですか。私。

(議長)

一回、室井議員は質問してから、調整した事を今、副長町が答えるって事で。

「室井議員」

はい。宜しいでしょ。宜しいですか。私、質問した内容で宜しいですか。

ちょっと、説明させて貰います。

実はですね、昨日、開会中にですね、私、席を外して、振興局とちょっとやり取りしたんですよ。私は、2月11日、鷗島ずっと周りまして。そして、この看板損傷しているのもですね、全部撮影してこの時にですね、斉藤地域創生、地域政策部長さんが一緒になってですね、この看板飛ばないようにですね、お手伝いして貰って、そういう経緯あるもんで、こういう北海道のこういう条例、おかしいんでないんですか。と、昨日電話しました。そしたら、川上産業振興部長さん、小林振興局長さんから電話来てですね、そんな事あり得ないと。誰がそういう事言ったんだろうと、10分以内で電話来ましたよ。3人から。それで、私がね、思っているとおり、どこもない、書いてないんですよ。条例にも規則にも。だから、その辺はおかしいんだな。勘違いしているのかなあと。これは、あくまでも、私言えます。照井町長の掲げたですね、北の江の島構想、応援したいんですよ。応援したいからあの建物をですね、非常に何とかしなきゃならないと思いは、町民ほとんど持っていると思いますよ。それを、どういう経緯でね、話されたか、誰と話したか、本当に、そこは詳細はいいですけども、それはね、そうでないって事をですね、含めてですね、私の考えが間違っているのかどうかという事を、確認をしておきたいと思えます。

(議長)

「副町長」。

「副町長」

昨日、担当課長の方から、答弁した部分あるんですけども、改めて私の方から、担当課長の説明不足も含めて、あったという事でございますんで、申し訳ございません。改めてこの

場で誤解のない様にしたいなと思います。1つは、旧花月、現在、町の所有になってございますが、自然公園の中に、今、許可を頂いている建物でございますが、あれを、1つには、解体撤去もまず出来ます。1つはですね。ただ、この解体撤去にも、室井議員、ご承知のとおり、公共施設等適正管理事業債、ただ、除去だけであれば、多分90%の起債も借り入れるんですが、問題は交付税措置が、除去のみであると無いという状況も実はあるんで、昨日町長が答弁したとおり、解体プラス跡地利用が、どういう規模になるか、こういう併せ技で補助金を取り組みたい。これが町長の思いですし、私の思いです。ただもう1つ。これからあそこの建物をどういう建て物を次になるのかというのは、描き切れませんが、あの規模以内、以下、であればOKと。こういう事でございますので、同じ様な規模でですね、やらないと許可を得られないという事の誤解があるのであれば、そうではなくて、あの規模以下、こういう事で訂正させていただきます。

(議長)

いいですか。「室井議員」。

「室井議員」

副町長、明解な答弁です。それでね、今のですね、総務省の起債の関係ね。33年度迄の時限立法なんですよ。だから、その辺も含めてやった方がいいのか、社会資本総合整備交付金使った方がいいのか。その辺も含めてね、財政課の方でですね、どういう制度をやって、ね、やるのが一番いいのか。それで、私は、根本的に、あの島の上にですね、でっかい物はいらぬ。そういう考え方持ってます。あそこ、散歩した人が、ちょっと休んで、ね、トイレが使える。そして出来ればですね、出来ればですよ。江差港に、鷗島に北前船で乗ってきたですね、各ルーツのね、人方が分かるようなね、そういう物がちょっと、どっかにあればいいなあとそういう思いしておりますので、時間かかると思いますから、その辺の思いを込めてですね、答弁願えれば、私はそれで宜しいです。

(議長)

「町長」。

「町長」

室井議員から今、提案も含めてご質問の中にあつたというふうに思います。まず、副町長から答弁をしましたがけれども、解体に係るもの、そして、次にどういう手を打つか、そういう財政的な側面でどうして行くかという事と同時に、今、室井議員からご提案のあつたこういうものがですね、今、北の江の島構想を実行に移そうとする段階でございます。そういう中で、花月の問題をどうするのか、含めてですね、北の江の島の中でですね、次の方策を考えて行きたいと考えております。

いずれにいたしましても、次の解体と同時に次の方策を考えた時に、財政的な措置をどうするのか、そういう事を考える段階にもって行きたいなと思いますので、議員、ご理解願え

ればと思っております。

「室井議員」
分かったよ。

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、教育委員会、建設水道課所管の予算及び関連議案についての質疑を、終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。